

役員の報酬等に関する規程



社会福祉法人ばなな会

ばなな会

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ばなな会(以下「法人」という。)の役員の報酬、通勤手当、賞与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 法人の業務を行う常勤の役員に対しては、報酬を支給する。ただし、法人職員を兼ねる場合は、支給しない。

- 2 常勤の役員以外の役員で特に必要と認めた場合は、報酬を支給することができる。
- 3 役員の報酬額は、各年度の役員報酬予算の内より、理事会において決定する。
- 4 理事会・評議員等に出席した役員等に対し、費用を弁済することができる。
- 5 前各項の報酬等は、別表のとおりとする。

(通勤手当)

第3条 法人職員を兼ねない常勤の役員に対しては、通勤手当を支給することができる。

- 2 前項の規定によって通勤手当を支給する場合における当該通勤手当の額は、法人の職員の例による。

(賞与)

第4条 法人職員を兼ねない常勤の役員に対しては、賞与を支給することができる。

- 2 前項の規定によって賞与を支給する場合における当該賞与額は、月額報酬1か月分とする。

(退職金)

第5条 退職金は、支給しないものとする。

(旅費)

第6条 役員が法人の業務に関し出張した場合には、当該役員に対し、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、役員出張旅費内規による。

(支給方法)

第7条 役員の報酬、通勤手当及び旅費の支給方法は、この規程に定めるもののほか、法人の職員の例による。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から実施する。

改訂 平成24年4月1日別表改訂

平成25年4月1日別表改訂

平成28年9月1日改訂

平成29年2月1日改訂

別表 (社会福祉法人ばなな会役員の役員報酬等に関する規程 第2条)

報酬等の支給対象者	内 容	支給金額
常勤の理事で、専ら法人業務を行う理事に対する報酬基準	理事 役員報酬	月額(3年未満)200,000 円～1,200,000円
首都圏から理事会・評議員会に出席した理事、評議員及び監事(ただし、報酬を支給されている役員は除く)	実費弁済 及び日当	5,000円
首都圏以外から理事会・評議員会に出席した理事、評議員及び監事(ただし、報酬を支給されている役員は除く)	実費弁済	交通費及び宿泊料の実費
監事監査を行った監事への報酬	実費弁済 及び役員報	半日につき20,000円